**令和６年度**

**学校いじめ防止基本方針**

由布市立塚原小学校

**１．学校いじめ防止基本方針**

**〔はじめに〕**

いじめは、児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許すことのできない行為である。

しかし残念なことに、教育現場においていじめ行為がなくならず、生徒指導上の喫緊の課題となっている。

そして、情報技術の発展により、インターネット動画サイトへの投稿、携帯電話のラインを用いた誹謗中傷する書き込みなど新たないじめが生じ、これまでのいじめの形態から姿を変え、ますます複雑化、潜在化する様相を見せている。そのため、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状である。

そこで、児童の身近にいるすべての教職員が改めていじめの問題の重大性を認識し、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで、いじめ問題に取組む基本姿勢について十分に理解し、学校⻑のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取組むことが求められている。そのためには、いじめの兆候をいち早く把握して、早期発見・早期解消に取組むことが必要である。

本校では、平成２５年９月に施行された「いじめ防止対策推進法」及び、平成２５年１０月に文科省から策定された「いじめ防止基本方針」、平成２５年５月に大分県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」をもとに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についてのポイントを具体的に示しいじめ問題を学校全体の課題として取組めるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

そして、全ての児童にとって、学校が安全で安心して遊び学べる楽しい場所となるよう、校長を中心とした指導体制のもとに、教師が児童にしっかり寄り添い、いじめやトラブルの未然防止にむけた取組を行っていく必要がある。

**２．いじめとは**

**（１）いじめの定義**

**【文部科学省の定義】**（いじめの防止等のための基本的な方針より）

**「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 （インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法　第2条）**

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童生徒や，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また，「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり， 嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも，いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

いじめられた児童生徒の立場に立って，いじめに当たると判断した場合にも，その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には，好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については，学校は，行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

**（２）いじめに対する基本的な考え方**

　　　　いじめは、人として決して許されない行為であるが、どの児童にも、どこの学校でも起こり得る大きな問題である。そのため、いじめ問題は、全教職員すべてが自らの問題として切実に受け止め、徹底して未然防止・早期発見・早期対応に取組まなければならない重要な課題である。

　　　　いじめ問題への取組みにあたり、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取組みを進める必要がある。特に、未然防止への取り組みは、「いじめを生まない土壌づくり」として全教育活動との関わりと密接につながっており、全教職員が日々の教育実践の中で取組まなければならない。

　　　　また、いじめ問題に関する対応については、早期解消を目指すために家庭や地域・関係機関との密接な連携を図り児童一人ひとりに応じた適切な指導や支援を進めていかなければならない。

　　　**〔いじめに関する基本認識〕**

　　　　いじめ問題に取組むためには、いじめ問題にはどのような特質があるのかを認識し、未然防止・早期発見に取組み、万が一いじめが認知された場合は、全教職員で早期対応に取組む必要がある。

いじめには様々な特質があるが、次のような基本的な認識を持たなければならない。

① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。

② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤ いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行う。

⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

⑦ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取組むべき問題である。

**（３）いじめの集団構造と態様**

**〔いじめにみられる集団構造〕**

　　　　いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

**〔いじめの態様〕**

　　　　いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、いじめられている児童生徒を守り通すということから、毅然とした態度を示すことが大事である。

**３．いじめ防止の基本的な方向と取組**

**（１）いじめの予防**

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むこと

　　　が最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにも学校にも起こり得る」という認

　　　識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない

　　　土壌づくり」に取組む必要がある。

　　**【居場所・絆のある学級集団つくりの視点】**

|  |
| --- |
| ①児童や学級の様子を知る　　　・教師の気づきを大切にする　些細な言動を見逃さない　声かけ、日記等で心の交流を図る　　　　　②学習指導の充実を図る。　＊１時間に、「わかった」「できた」のある授業　　　・学びに向かう集団作り　　　意欲的に取り組む授業づくり③特別活動、道徳教育の充実を図る。　　　・体験活動の充実　　　異年齢集団での活動　　勤労体験学習の充実④互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり。　　　・主体的な活動を通して自尊感情を育成　　絆・居場所づくり　　　・子どもを中心とした温かみのある学級経営　　　自己存在感や充実感の育成⑤豊かな心の育成を図る。　　　・人権教育の充実　　　　道徳教育の充実⑥教育相談の充実　　　・定期的な個人面談の実施⑦保護者、地域への働きかけ　　　・学校便り、学級だよりの発行　　　ＨＰの更新　　　・保護者との信頼関係の構築　　　　地域人材の活用　　学校公開 |

**（２）年間指導計画**

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取組むことが大切である。

また、指導計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、 総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **年　間　指　導　計　画** |
| 月 | 職員研修等 | 防止対策 | 早期発見 |
| ４月 | いじめ防止委員会　　　　　　　　研修会①　　　　　　　　　　　年度初めの打合せ　　　　　　　（指導方針・指導計画等）　　　　　　　　　　取り組み確認　　生活研 | 仲間づくり　　　　　　　　　学級づくり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者への啓発（ＰＴＡ総会）お迎え遠足への取組人間関係づくりプログラム　　＊学期に２回以上の面談 |
| ５月 | 生活研 |  | ＱＵ調査 |
| ６月 | 生活研 | 児童集会活動 | いじめアンケート調査①及び分析・面談 |
| ７月 | 研修会②　　　　　　　　　　　　１学期の振り返りと２学期の準備 |  | 学校評価（児童・保護者） |
| ８月 | 生活研 | 平和集会への取組 | ＊学期に２回以上の面談 |
| ９月 |  | 運動会への取組 |  |
| １０月 | 生活研 | 修学旅行への取組(６年)オリエンテーリングへの取組人間関係作りプログラム |
| １１月 | 生活研 | 　 | いじめアンケート調査②及び分析・面談 |
| １２月 | 研修会③　　　　　　　　　　　　２学期の振り返りと３学期の準備 | 人権学習児童集会活動　　　　　　　　 | ＱＵ調査　学校評価（児童・保護者） |
| １月 | 生活研 | 　　　　　　　　　　　　　　　＊学期に２回以上の面談 |
| ２月 | 生活研 | 縄跳び記録会への取組 | いじめアンケート調査③及び分析 |
| ３月 | 研修会④　　　　　　　　　　　　１年の振り返りと次年度の準備 | ６年生を送る会への取組　　　卒業式・修了式 | 学校評価（児童・保護者） |
| 毎週水曜日の運営委員会、第３月曜日の生活研で児童についての情報交換の場を設定する。その上で気になる児童についての共通理解及び指導、支援にあたる。また、学期に１回一斉下校と下校指導(教職員・保護者)を行い全校児童の様子を見る。 |

**（３）早期発見**

いじめは潜在化の傾向にあり、発見するのが難しくなっていると言われている。しかし、学校

でいじめを発見するのは教師の役目である。小学校低学年の時期は、子どもの様子から発見するのも容易だが、成長するとともに大人に話さなくなり、発見が難しくなる。

教師は感性を磨き、いじめは「どの学校でも，どの子にも起こり得る」という認識のもとで、児童が発する小さなサインも見逃さず、早期発見のために、日頃から教師と児童との信頼関係を構築しておく必要がある。そして、いじめを見逃さない認知能力を向上させなければならない。学校では、「いじめ発見１００％」をめざして取組まなければならない。

**①早期発見の手立て**

　　　　○教職員のいじめを認知する力を高める。

　　　　　・教職員の人権意識を高める　　　児童理解に努める　　カウンセリングマインドを高める

　　　　○日常的な児童の観察、理解

　　　　　・時間を確保し、できるだけ児童と一緒にいるように努める。

　　　　　・児童の表情、態度、言葉づかい、交友関係などを日常的に観察する。

　　　　　・日記などを通して児童理解に努める。

　　　　○日常的に情報交換を行い、情報を収集するとともに、初期段階での組織的な対応を行う。

　　　　　・気になる児童がいる場合は、担任に伝えるとともに校長へ報告する。

　　　　　・全教職員の共通理解を図るため、定期的な情報交換を行う。

　　　　　・連絡ノートなどを通して、児童や保護者からの情報を積極的に収集する。

　　　　　・相談窓口（教頭など）を設ける。

　　　　　・初期段階でも早期解消に向け、組織的な対応に取組む。

　　　　○定期的なアンケート調査や面談を実施する。

　　　　　・いじめ予防のための教職員意識調査の活用や、いじめに関するアンケート調査の実施を行

う。

　　　　　・調査結果をもとに、教育相談の実施を行う。

**（４）校内指導体制（校長を中心とした指導体制のもと、全教職員が組織的に指導にあたる。）**

　　　　○子どもに関する情報を全教職員で収集し、課題を共有する。（水曜日に事情についての情報交換の場を設定）

　　　　　・気になることは、些細なことでも記録に残す。（指導を行った場合も、時間を追って記録をとっておく。）

　　　　○学校の指導方針を、現状と課題を踏まえたものにする。

　　　　　・常に校長に報・連・相を。

　　　　○指導の具体的な行動基準を共通理解する。

　　　　○役割分担を明確にし、相互補完的に全教職員で指導にあたる。

　　　　　・一部の教職員に負担をかけない。

　　　　○ＰＤＣＡサイクルで、常に取組を見直し、修正していく。

**いじめが発生発見したときの対応**

**発見**

**発見**

保 護 者

地域住民

児　童

教職員

**いじめ発生**

**いじめ発見**

**該当者からの訴え**

**該当者からの訴え**

**情報提供**

**報告**

担　　任

学年職員

**報告**

**校長対応**

**報告・連絡・相談**

報道機関

**（窓口は１本に）**

教育委員会

**（第１報を入れる）**

校　長

**（情報収集・的確な指示）**

**指導・支援**

警察等関係機関

(大分南署生活安全課・

小野屋派出所)

児童相談所等

**連携**

**いじめを発見したとき**

**未然防止**

**いじめ防止委員会**

**・校長、教頭、教務主任、**

**生活指導主任、学年担任、養護教諭**

**・月に１回開催する**

**・いじめの事案発生時には緊急対応会議を持つ**

**・委員会での議題は職員会議で報告、周知徹底させる**

**いじめ対策委員会**

**・いじめ防止委員会のメンバー、**

**市教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、スクールカウンセラー（ＳＣ）、**

**警察関係（駐在所）、民生児童委員、自治委員**

**・迅速かつ正確な情報収集**

**（いじめられた児童の立場で、秘密厳守）**

**・複数で対応、正確な記録を**

**・的確な指示、早期対応**

**（危機管理のさ・し・す・せ・そ）**

**・関係機関との連携**

**全教職員で共通理解**

いじめられている児童への指導

いじめている児童への指導

**職　員　会　議**

**○全教職員でいじめの状況と対応を確認、意思統一を図る。**

　情報源は明かさない。　　　話す内容、話し方等は統一する。

**○一人で対応せず組織で指導・対応する。**

　子どもとの信頼関係を　　　威圧的な指導はしない

**○指導後の状況も把握、再発防止に努める。**

　全職員で情報交換を

観衆・傍観者・全校への指導

保護者への対応

地域への対応

**※いじめと判断した場合は「事故報告」**

**及び「月例報告」で教育委員会へ報告する。**

**（５）いじめの対応**

　　　　いじめを発見したときは、問題を軽視することなく早期に対応することが大切である。そのため、いじめを認知した教職員はすぐさまいじめを止めるとともにいじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。また、解決に向けて一人で抱え込むのではなく、学年や学校全体で組織的に対応できるよう、すぐさま関係者の担任、生徒指導担当に連絡を取るとともに、管理職に報告を行う。

　　**①いじめられている児童生徒への対応**

　　　いじめられている児童の立場に立って対応し、「いじめられる側にも問題がある」などと、当該

　　児童を追い詰めるようなことはしない。教師は児童のことばに傾聴し、当該児童の辛い気持ちを理

　　解するように努める。

|  |
| --- |
| **○基本的スタンス**　　　・いじめられている児童の立場に立って対応する。　　　・いじめの状況を把握、児童の安全確保に努める。　　　・家庭と連携し、該当児童を見守る。　　　・いじめが解消した後も、再発していないか継続的な観察を行う。**○事実の確認**　　　・学校として、「何としても守る」という姿勢を示す。　　　・プライバシーの保護に十分配慮する。　　　　①いつごろから　　　②何をきっかけとして　　　③誰から（人数も）　　④どこで　　　　⑤どのようなやり方で　　　⑥どんなことをされた　　　⑦被害状況（身体や金品など）**○確認の方法**　　　　傾聴に心掛ける。　　　言葉を繰り返しながら確認をする　　　一つひとつ内容を整理する**○留意点**　　　　　再発防止　　潜在化　　ＰＴＳＤ　　自殺危険度のアセスメント |

**②いじめている児童生徒への対応**

いじめは絶対に許されるべきものではない。どんな理由があるにせよ、「いじめる側が悪い」「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導を行う。

|  |
| --- |
| **○基本的スタンス**　　　・いじめは絶対に許すことのできない問題であることを厳しく指導する。　　　・いじめはいかなる理由があっても認められないものである。　　　・いじめられた児童が安心して学校生活が送れるようにいじめた児童を指導する。　　　・いじめをした児童と信頼関係に立ち、問題行動の解決を図る。**○事実の確認**　　　①いつごろから　　　②何をきっかけとして　　　③誰を何人で　　④どこで　　　⑤どのようなやり方で　　　⑥どんなことを行った　　　⑦加えた加害状況**○確認の方法**　　　傾聴に心掛ける。　　　言葉を繰り返しながら確認をする　　　一つひとつ内容を整理する　　　複数人の場合は、事実確認をしっかり行う**○留意点**　　　　　加害者の背景（学校生活、家庭生活等のストレッサー）　　加害者が被害者になること |

**③友人、知人（観衆、傍観者）への対応**

いじめは、いじめられた児童といじめた児童だけの問題ではなく、周りの児童の態度によって、いじめは助長されたり、抑止されたりする。「いじめゼロ」をめざすためにも、全職員で観衆や傍観者をつくらない学級経営に努めることが大切である。

|  |
| --- |
| **○基本的スタンス**　　　・すべての児童にいじめは絶対に許すことができない問題であることを指導する。　　　・いじめを抑止する学級づくりに努める。　　　・自治活動の中で、いじめをなくす活動を計画させる。　　　・いじめられた側の心の痛みに配慮する。　　　・いじめを認知したとき、大人に通知する勇気を持たせる。**○留意点**　　　・観衆も傍観者も加害者になることを理解させる。 |

**④保護者及び関係機関との連携**

　　　　保護者としては、どちらの立場に立とうが、つらい気持ちは同じである。大切なことは、保護

　　　者の立場に立ち対応することである。保護者へ連絡するときは、事実確認や指導方針を理解して

　　　もらうために、電話連絡ではなく家庭訪問など直接会って説明するのが望ましい。

**〔保護者〕　主に学級担任を中心に対応**

|  |
| --- |
| **○学校から伝えること**　　（調査で分かったことのみ、憶測や確認できていないことについては言わない）　　　・被害者最優先の姿勢で対応する方針であること。　　　・加害者側へ毅然と対応する方針であること。**○学校が確認すること**　　　・保護者が知り得た情報　　　　　学校に対する要望　　　・学校への具体的支援の内容　　　警察への被害申告の意思**○学校が配慮すること**　　　（被害者、加害者どちらの保護者にもいじめを解消できるように協力を求める）　　　・知り得た事象内容の保護者への公表　　　安全配慮が不十分であった場合の謝罪 |

**〔地域・関係機関〕　　主に管理職を中心に対応**

|  |
| --- |
| **○学校から伝えること**　　　・被害者関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容のみ　　　・児童の見守りなどの依頼（地域）　　　・学校への協力依頼（関係機関）**○学校が確認すること**　　　・ＰＴＡ、地域の人が知り得た情報　　　　学校に対する具体的支援の要望内容　　　・関係機関が知り得た情報　　　　専門家の立場からの助言（ケース会議を開催も視野に）　　　・学校に対する具体的支援の内容 |

**〔警察〕主に管理職を中心に対応**

|  |
| --- |
| **○学校と警察との連携**　　　・スクールサポーター等による非行防止教室の開催（いじめの未然防止につながる）**○学校から伝えること**　　　・児童の健全育成を目的として、いじめ事象についての情報の共有と対応の協議　　　・犯罪行為となるいじめ事象や、校長が通報を必要と判断した事象 |

**《ＰＤＣＡメモ》**

|  |
| --- |
|  |

**４．ネットいじめへの対応**

　　　パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷する内容等をインターネットのＷｅｂサイトの掲示板等に書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法でいじめを行うケースが増えている。

**〔ネット上のいじめとは〕**

　　（１）不特定多数のものから、特定の子に対する誹謗中傷が絶え間なく行われ、だれにより書き込まれたかを特定することが困難な場合が多く、被害が短期間で極めて深刻なものになる。

　　（２）ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われ子どもが被害者にも加害者にもなりうる。

　　（３）ネット上に掲載された画像や個人情報は加工が容易にできることから、子どもたちの画像や個人情報がネット上に流出し、悪用されやすい。

　　（４）保護者や教師が、子どものネット利用の実態を十分把握できないため、「ネット上のいじめ」を発見することが難しく、効果的な対策を講じることが困難である。

**〔ネット上のいじめの具体例〕**

≪ネット上のいじめの具体例≫

■メールでのいじめ

■ブログでのいじめ　（「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるＷｅｂサイトのこと。　）

■チェーンメールでのいじめ

■学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

■ＳＮＳから生じたいじめ（「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のＷｅｂサイトのこと。）

■動画共有サイトでのいじめ

≪危険性≫

▲匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

▲掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

▲スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

▲一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

**〔ネットいじめの未然防止〕**

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。保護者と連携・協力し指導を行う事が重要である。

　　　　**◎保護者への指導**

☆子どもたちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

☆インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ

間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

☆「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

　　　　**◎子どもへの指導**

☆発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

☆匿名でも書き込みをした人は、特定できること。

☆違法情報や有害情報が含まれていること。

☆書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

☆一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

**〔ネット上のいじめが発見された場合の対応〕**

　　（１）児童への対応

　　　　○被害者児童への対応

　　　　　・きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。

　　　　○加害児童への対応

　　　　　・加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。十分な配慮のもと粘り強い指導を行う。

　　　　○全校児童への対応

　　　　　・個人情報保護など十分な配慮のもと、全校児童への指導を行う。

　　（２）保護者への対応

　　　　○迅速に連絡を行い、家庭訪問などを行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

　　（３）書き込みサイトへの削除依頼

　　　　○学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、被害の拡大を防ぐために、警察や専門機関に相談し、迅速に行う。

　　　　○サイトの「お問い合わせ」「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡をする。

　◎削除の手順（例）

書き込みの確認

　掲示板のアドレス確認

　書き込み内容をプリントアウト

ネット上でのいじめを発見

子どもや保護者からの相談

削除されない場合

警察等の関係機関に相談

プロバイダに削除依頼

管理者への削除依頼

サイバー犯罪対策室（南署）

０９７－５３６－２１３１

削除されたか確認

子ども、保護者への連絡

**《ＰＤＣＡメモ》**

|  |
| --- |
|  |

**５．重大事態への対応**

**☆重大事態とは**

**「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合**

　　　・子どもが自殺を企図した場合

　　　・心身に重大な障害を負った場合

　　　・金品などに重大な被害を被った場合

　　　・精神性の疾患を発症した場合

**「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」**

　　　・年間３０日がめやす。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

　　※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

**〔対応策〕**

　　　○速やかに監督官庁、警察などの関係機関に報告を行う。管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

　　　○事案によっては、学年や学校のすべての保護者に説明をする必要の是非と判断、必要があれば当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

　　　○事案の内容によってはマスコミ対応も考えられるので、対応窓口を明確にし誠実な対応に努める。

**重大事態対応フロー図**

**いじめの認知**

**いじめ対策委員会**

管理職

報告

構成メンバー（※公平性・中立性の確保）

Ｐ３ページ参照

**職員会議**

※情報の共有

※共通理解

報告

生徒指導担当

日常の観察、アンケート

教育相談、児童の訴え

**☆いじめの認知報告**

**☆調査方針、方法の決定**

※希望により、被害者の児童、保護者の所見を調査結果に添えることができる。

**【重大事態の調査結果】**

**保護者**

**調査・事実関係の把握**

報告

**教育委員会**

**☆指導方針の決定、指導体制の確立**

**（指導、支援の対象、具体的な手立て）**

・発生時

・調査終了時

報告

**いじめ解決への指導・支援**

**地方公共団体の長**

**地域**

・民生委員

※再調査を実施の場合は議会に報告

**継続指導・経過観察**

**関係機関**

・教育委員会

・警察

・福祉関係

・医療機関

**☆事態収拾の判断（被害者がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている）**

**日常の指導体制の充実**

**継続**

**収束**

※指導、支援













令和

いじめの報告書式

第１号様式

　　　（市町村立学校→市町村教委→教育事務所→義務教育課→県教委担当課・室）

事件・事故の概要及び対応報告書 　第１号　 （　　　　　　　　　）学校

|  |  |
| --- | --- |
| 　①報告日時 |  　令和　　　年　　　月 　 　日　　　　時　　　分 |
| 　②県立学校の　　連絡窓口責　　任者（ＴＥＬ・ＦＡＸ） | 正 | 所属 |  | 職 |  | 氏名 |  |
| (所属) |  | (自宅) |  | (携帯) |  |
| 副 | 所属 |  | 職 |  | 氏名 |  |
| (所属) |  | (自宅) |  | (携帯) |  |
| 事件・事故の概要 | ③事件等の種別(いじめ、暴力事案等) |  |
| ④発生日時 | 令和　　　年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| ⑤発生場所 |   |
| ⑥関係児童・生徒等 |  児童・生徒等の学年・氏名**※被害児童生徒と加害被害生徒が分かるように記述すること** |
| ⑦経緯・概要・情報源・何が起きているか・被害者の状況・加害者の状況・その他 | **①どのような場面で、どのようなことが起きたのかを簡潔に記入する****②いじめの態様（蹴る、叩く、金品をたかれる等）を記入する****※できれば、いじめが起きた現場を図示する。** |
| ⑧学校における初動　対応の内容(時系列で記入)・発見の経緯・事実確認の様子・校内体制づくり・保護者への連絡・警察等関係機関との連携・報道対応等 | **以下の項目を簡潔に記入する****①発見の経緯、初期対応等を時系列で****②事実確認の様子（被害者からの聞き取り内容、加害者からの聞き取り内容、周囲にいた者からの聞き取り内容等）****③校内体制づくりの流れ****④保護者への連絡等****⑤関係機関との連携等****⑥報道対応等**（必要に応じて別紙作成） |

 ※③～⑧は、「児童・生徒・職員及び学校施設・設備の事故について」（昭和42年11月28日

　 教委庶第826号　教育長通知）に規定する様式１又は２の添付も可とする。

**取組点検票**





【参考文献・通知・資料】

○ いじめ問題対応マニュアル平成２５年５月　　　　　　　　　　　　大分県教育委員会

○ いじめの問題への取組の徹底について（通知）平成１８年１０月　　文部科学省

○ いじめ問題への緊急提言平成１８年１１月　　　　　　　　　　　　教育再生会議有識者委員一同

○ いじめの早期発見・早期対応の手引き平成１８年１１月　　　　　　福岡県教育委員会

○ いじめ対応マニュアル平成１９年３月　　　　　　　　　　　　　　福岡市教育委員会